

## 諫早干潟 野鳥誌掲載記事（2002年分）

＜特集：有明海は、いま諫早湾・有明海 －2002年夏＞

（No.657 2002年9/10月号 p.17）

＜諫早湾の短期開門調査始まる＞

－「ギロチン」5年めにして ついに水門から海水を導入－

（No.654 2002年6月号 p.32）

＜諫早湾をよみがえらせよう！ 署名を続々といただいている＞

（No.653 2002年5月号 p.42）

＜諫早干潟を救おう！ 緊急署名にご協力ください＞

（No.651 2002年3月号 p.28）

＜諫早湾干拓事業の農水省見直し案は極めて不十分 －声明と意見広告を発表＞

（No.649 2002年1月号 p.28）

●<特集：有明海は、いま>

諫早湾・有明海 - 2002年夏 (No.657 2002年 9/10月号 P.17)

7月12日、自然保護室の山田泰広と会員室の佐藤友美、それに私は、長崎県支部の執行利博事務局長にお骨折りをいただいて、諫早湾の潮受け堤防に初めて足を踏み入れた。有明海異変（下記参照）と諫早湾干拓事業の関係を検証するために設けられた農水省のノリ第三者委員会（正式名 有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会）が提言した開門



調査（本誌6月号参照）は、この時早くも短期調査が終わっており、4月下旬から海水を導入していた排水門もいまは閉ざされてただ高くそびえている。海を左右に分けた全長7kmの堤防上に立つと、外側は独特的の鈍い青鉛色をしているのに、内側は泥水のように赤茶に濁って全く色が違うのが目に付く。かつて干潟のあった辺りのやや沖の水際には、大型クレーン船が3隻ほど静止している。堤防周囲には大小のボラが群れており、十数羽のアオサギが、それを狙って足の立たない深さの水面へダイビングを繰り返していた。

7月末、8月上旬にも前面堤防工事着工、との報道が流れた。中央干拓地のうち、昨年の見直し時にも干拓が中止されなかった東工区（干潟の中心をなしていた場所）を水面から切り離す堤防建設に着手するというのだ。この工事が進めば、今後排水門を開放したとしても東工区を干潟に戻せなくなってしまう。いち早く有明海沿岸の漁連が反対の声を上げたのに続くため、WWFジャパン、本会、日本自然保護協会は、急遽、声明を準備し、インターネットを通じて1週間あまりの間に国内外から176団体、3,660名の賛同を集め、次のような「有明海再生のための緊急声明」を干拓事業者である農水省に手渡した。

1. 前面堤防工事を中止すべきである。
2. ノリ第三者委員会の提言を尊重し、中長期開門調査を早期に実施すべきである。

この3月以来、会員の多くの皆さんにご協力いただいた国会への請願署名は、他団体と合わせて63,386名分が集まり、76名の国会議員の紹介を得て衆参の両農水委員会に提出された。残念ながら審議未了で会期末を迎える採択には到らなかったが、多くの国会議員に問題の所在を確実に訴えることができた。相前後して国会では与党から「有明海特措法」が提出されたのだが、これは有明海異変の原因究明、特に諫早湾干拓事業の影響に全くふれず、漁港整備や海底への覆砂といった公共事業誘導の側面が強く出ていた。このため国会前では、有明海漁民有志と市民でつくる「有明海漁民市民ネットワーク」の人々が連続1か月に及ぶ「干拓・特措法反対」の座り込みを行い、民主党をはじめとする野党も抵抗、

結局この法案は実質審議に入れずに継続審議となった。

1986年の諫早湾干拓事業アセスメントの際に既に、干潟の消失によるシギチドリ類などの鳥類への悪影響を指摘した本会の予想を遙かに超えて、有明海では未曾有の生態系異変が起きてしまった。しかし諫早湾干拓事業を疑問視し、干潟を元に戻さなければ、という世論は確実に広がっている。署名をお送りいただいたほんとうに多くの会員の皆さんにお礼を申し上げるとともに、引き続き力強いご支援をお願いしたい。

(古南幸弘／自然保護室)

インターネットでどうぞ！

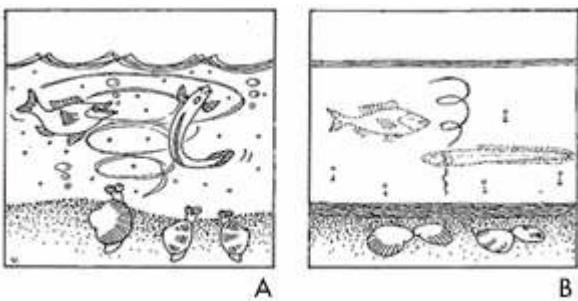
[諫早湾干拓事業と有明海異変]

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>

諫早湾干拓事業 [http://www.maff.go.jp/soshiki/nouson\\_sinkou/isa\\_haya/index.html](http://www.maff.go.jp/soshiki/nouson_sinkou/isa_haya/index.html)

有明海ノリ第三者委員会 <http://www.jfa.maff.go.jp/ariakenori/index.html>

「有明海異変」って？



養殖ノリの「色落ち被害」に象徴される有明海の環境悪化のこと。ノリ第三者委員会により命名された。原因解明にあたっている研究者の意見を総合すると、次のような過程が推定されている。

1. かつての有明海では潮の流れが速く干満の差が大きく、水中にたくさん酸素が溶け込み、栄養分を豊富に含んだ泥が巻き上げられてプランクトン、貝、ゴカイ等のえさになり、豊かな漁業資源を支えていた。(A)
2. 種々の開発により湾の面積がせばまり海底も陥没、潮の流れが弱まっていた。
3. 諫早湾閉め切り(諫早のギロチン)により、有明海の干満差が一気に小さくなり、潮の流れも弱まる。諫早干潟の消失と、干満差低下による有明海各地の干潟の縮小で浄化能力が低下。
4. 海底には泥が堆積して栄養分がヘドロ化、また水中の酸素が欠乏。その結果、海底の生物が死滅しさらに浄化能力を失う。貝類(アサリやタイラギ等)が採れなくなる。(B)
5. 海面～海中では、静かな海で増える植物プランクトン(ケイソウ類)が初冬の大雪と好天で爆発的に繁茂し、赤潮化。海中の栄養塩類を一気に使いつぶした結果、ノリの生育に必要な栄養塩類が不足し、色落ちを起した(2000年冬)。

● <活動>

諫早湾の短期開門調査始まる

－「ギロチン」5年めにして ついに水門から海水を導入－

(No.654 2002年 9月号 P.32)

あの衝撃的な潮受け堤防の締め切り強行から5年と10日めの4月24日。ついに諫早湾の排水門から外部の海水を湾内に導入する「開門調査」が始まりました。これは「有明海ノリ不作等関係調査検討委員会」(「ノリ等第三者委員会」)の勧告を受けて、紆余曲折の末、農水省が開始したものです。

ノリ第三者委員会は昨年12月の勧告で、有明海異変と諫早湾干拓の因果関係を認め、有明海の環境回復を視野に入れて、排水門を2か月程度の短期、次いで半年、数年の中期、長期のできるだけ長く大きい水門開放を行うべき、としていました。農水省の優柔不断に諫早湾岸の自治体や干拓地農民の異論が加わって実施が遅っていましたが、世論の後押しによりようやく実現したものです。本会は、1月にNGO3団体共同の声明書を提出、諫早干潟緊急救済本部等の地方紙への意見広告に協力、また3月からは会員の皆さんのご参加による国会への請願署名集めを開始し、関係する自然保護団体と共に調査の早期実現を要求してきました。(本誌1・3月号)

この開門調査は期間も海水を導入する量も限られており、これだけでは得られるデータはほとんどありません。中長期にわたり干潟を回復させる調査を行ってはじめて生物的に意味あるデータが得られ、同時にシギ・チドリ類など多くの渡り鳥の生息地の復活につながります。中長期調査の実現、干拓の中止、そして諫早干潟の恒久的な回復をめざし、今後も働きかけを続けます。

(自然保護室)

● <活動>

諫早湾をよみがえらせよう！ 署名を続々といただいている  
(No.653 2002年 5月号 P.42)

諫早湾干拓事業を凍結し、諫早干潟の再生と潮流・潮汐を回復させて諫早湾と有明海の環境をよみがえらせよう——本誌3月号に同封した「諫早湾干拓事業の工事中止と再見直しを求める署名」に対して、会員の皆さまから大きな反響をいただいている。既に3月31日現在で12,333名の方々の署名をお送りいただきました。

この署名は5月31日で締め切り、国会に請願として提出します。あなたのアクションにより、日本一の干潟をよみがえらせましょう。より多くの皆さまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ、用紙の請求は、  
電話：03-5358-3518まで。  
(自然保護室)

● <活動>

諫早干潟を救おう！ 緊急署名にご協力ください

(No.651 2002年 3月号 P.28)

長崎県・諫早湾の干拓事業が、事業者である農水省自身の設けた二つの委員会の意見を無視する形で強行されています。昨年夏の「時のアセス」第三者委員会による事業見直し勧告に続き、12月19日、農水省の「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」(ノリ第三者委員会)は、「潮受け堤防の水門を開放し、干潟を回復させて数年間の長期調査を行うこと」との見解を出しました。しかし農水省は不十分な見直し計画(本誌1月号参照)を変えないまま、1月9日、地元の漁業者の反対や本会、WWFジャパン、日本自然保護協会連名の抗議声明を押し切る形で、昨年3月以来中止していた工事を再開してしまいました。

いま必要なことは従来の計画の強行ではなく、ノリ第三者委員会の見解に従って根本的に方針転換し、諫早湾の干潟と有明海を再生させることです。この主張を国政の場に届けるため、本会は諫早干潟緊急救済本部、有明海漁民・市民ネットワーク等の他団体と協力して、衆参両院議長宛の署名を始めることにしました。ご賛同いただける方はどなたでも、今号に同封の署名用紙にお名前ご住所をお書きの上、自然保護センターまでご返送ください。5月末までになるべく多くの方の署名をいただき、国会に私たちの声を届けます。

お問い合わせ、用紙請求は

電話：03-5358-3518

FAX：03-5358-3608まで。

(自然保護センター)

● <活動>

諫早湾干拓事業の農水省見直し案は極めて不十分 一声明と意見広告を発表

(No.649 2002年 1月号 P.28)

去る 10月 30日、本会とWWF ジャパン、日本自然保護協会は連名で、農水省による諫早湾干拓事業の見直し案に対し、「調繁池への潮通し、干潟の復活が考慮されておらず、極めて不十分」とする声明を発表しました。

諫早湾干拓事業については、8月末に武部勤農水大臣が「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業の先駆的な取り組みにしたい」として、事業見直しを表明、これに対し本会等は「諫早湾干拓事業の見直しに対する環境NGOからの5つの提言」を提案したことは11月号でお知らせした通りです。しかし、10月30日、農水省が長崎県に対して提示した事業縮小案は、干拓地を半分（西工区部分のみ）に縮小するだけのもので、潮受け堤防は縮めきったままで調整池を淡水化することを前提としたものでした。これは「5つの提言」で求めた環境保全対策－調整池に海水を導入し、諫早湾の潮の干満と潮流を回復させて、かつての諫早の豊かな干潟・浅海域と有明海を復活させることを全く考慮していません。

そこで同日、この提言にあるように諫早湾干拓事業を抜本的に見直し、必要な防災対策を総合的に検討した上で、諫早湾に豊かな干潟・浅海域の生態系を復活させるよう改めて声明を公表したものです。この声明は農水省をはじめ、地元の関係自治体（長崎県、諫早市、森山町、高来町、吾妻町、愛野町、小長井町、国見町、瑞穂町、飯盛町）にも送付されました。

また地元市民に広く問題点を呼びかけるため、諫早干潟緊急救済本部・同東京事務所の企画に賛同して下のような地元紙への意見広告掲載に協力しました。10月30日（西日本新聞長崎県南版）と11月2日（朝日新聞長崎県版）の2紙にわたり掲載されました。この意見広告掲載に際しては急遽、全国の支部にもご協力をお願いし、実に短い募集期間でしたが長崎県支部をはじめとして19の支部からご賛同とカンパをいただきました。心よりお礼申し上げます。

